(ご参考:12/16) 経済関係ニュースレター(在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本ニュースレターでは、当地の日系企業・団体、レストラン関係者の皆さまを含む在留邦人の 方々へ、当地経済や日米関係等のニュースを「経済関係ニュースレター」として配信するもの です。<u>今後の配信を希望されない場合は、件名に「ニュースレター配信解除」と記入の上、こ</u> ちらまでメールを返送ください。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、<u>こちらの登録フォーム</u>をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月2回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest" を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブはこちらから。

当館では、現在、当地に進出している<u>日系企業の実態調査</u>へのご協力をお願いしています。本調査は、領事政策の立案及び今後の日本企業支援、当地政府への働きかけなどを行う際の根拠として、非常に重要なものですので、ぜひともご協力いただきますようお願い申し上げます。回答はこちらから。実施期間:令和4(2022)年 12月23日(金)まで

1. 日ワシントン州経済関連ニュース

(1) 日米貿易協定改正議定書が 2023 年 1 月発効へ、対米牛肉セーフガード適用条件を修正 日本の農林水産省と米国通商代表部(USTR)は 12 月 9 日、米国産牛肉に対する農産品セー フガード措置の適用条件の修正などを定めた日米貿易協定改正議定書が 2023 年 1 月 1 日に発効すると、それぞれ発表した(農林水産省発表/USTR 発表)。日本の冨田浩司駐米大使とキャサリン・タイ USTR 代表が、改正議定書の発効に必要な国内手続きが完了したことを相互に書面で通告した。日本側では、参議院本会議で 11 月 22 日に可決・承認されていた。

適用条件の修正により、米国産牛肉に対するセーフガード措置は、次の全ての要件を満たす場合にのみ発動できるようになる。

- ・米国からの牛肉輸入量が日米貿易協定で定めた発動水準を超える。
- ・協定発効4年目以降については、米国や環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP、いわゆるTPP11)締約国からの牛肉の合計輸入量がCPTPPの発動水準を超える。
- ・協定発効 4~9 年目については、当該年における米国からの牛肉輸入量が前年の輸入量を超える。

改正議定書の下での新たなセーフガード措置の仕組みは、日本の 2023 年度の運用から導入 されることになる。(12/12 付ジェトロビジネス短信記事)

(2) 米エネルギー省、核融合技術で画期的進展を発表、投入量以上のエネルギー生成に成功 米国エネルギー省 (DOE) と国家核安全保障局 (NNSA) は 13 日、核融合反応において投 入量以上のエネルギーの生成に成功したと発表した。核融合反応とは、質量の小さな原子核同 士が融合し、より質量の大きい原子核に変わる反応で、この際に大きなエネルギーが生成され る。このエネルギーを利用する核融合発電は、その過程で温室効果ガス (GHG) を排出せず、 安全性の観点でも優れていることから、長年米国など各国で研究されてきた。発表によると、 実験はカリフォルニア州のローレンス・リバモア国立研究所において行われ、反応を起こすた めに 2.05 メガジュール (MJ) のエネルギーを投入したのに対し、核融合反応からは 3.15MJ の出力が得られたという。反応から得られたエネルギーが、反応のために投入されたエネルギー量を上回る「核融合点火」の成功は、今回が初めてとなる。

DOE は実験の成功について、「国防とクリーン電力の将来に道を開く、数十年来の大きな科学的突破口となるもの」とした。また、DOE のジェニファー・グランホルム長官は記者会見で、「核融合のブレイクスルーは歴史に残るだろう」「これこそが米国がリードする姿だ」と述べた。一方で、同技術の実用化に当たってはコスト面などの課題も多く、さらなる研究開発が必要としており、専門家はその実現には数十年かかると予想する。(12/15 付ジェトロビジネス短信記事、12/12 付シアトルタイムズ記事)

(3) シアトルにおける飲食サービスの技術革新

シアトルに本拠地を置くロボット企業 Artly は、パイク・プレイス・マーケット内の 1 店舗

を含め、ワシントン州、オレゴン州、カリフォルニア州にて、カフェ・チェーン展開を開始した。これらのカフェの特徴は、ユーヒーを作るロボット・バリスタによる接客である。 Artly は、革新的なロボット技術を使用することで、コスト、労働力不足、外食産業へのパンデミックの影響に対処している企業のうちの1つである。Artlyの1店舗目のカフェは、2021年5月にポートランドの無印良品にオープンした。同社は、コーヒーショップが閉店したショッピングモールやその他の場所に出店することに成功している。シアトルにはPienicという企業もあり、1時間あたり最大100個のパイを作ることができるピザ生産の自動化技術を提供している。(12/13 付シアトルタイムズ記事)

(4) シアトル近郊の5市が賃貸物件の借主を保護する新たな条例を追加

ビュリエン、イサクア、ケンモア、カークランド、レッドモンドの5市において、家賃の値上げに関する事前通知、家賃振り込みの遅れ、引っ越しコスト、立ち退き等に関し、賃貸物件の借主を保護する条例が新たに追加された。パンデミック中の借主を保護する政策が終了した後も、インフレや家賃の高騰に直面するキング郡において借主の保護を求める市民活動を受けたもので、一定の家賃値上げをする場合、大家はより早期に借主に告知する必要がある。例えば、ビュリエン、ケンモア、カークランド、レッドモンドの4市では、10%以上の値上げをする場合には大家は180日前に告知する必要があり、ワシントン州が定めるすべての家賃値上げの告知60日前の規定よりも早期に設定されている。シアトル市では既に、同様の借主保護に関する条例が定められている。(12/15 付シアトルタイムズ記事)

(5) ユナイテッド航空がボーイング 787 型機と 737MAX 型機を大量発注

13 日、ユナイテッド航空とボーイング社は、787 型機と 737MAX 型機をそれぞれ 100 機ずつ、計 200 億ドル相当の両社間による受注契約を発表した。これにより、ユナイテッド航空による所有数は 737MAX 型機が 518 機、787 型機は 171 機となり、過去数年間にわたり MAX型機の事故及び 787 型機の製造に関する問題を抱えていたボーイング社にとって、回復への大きな後押しとなる。 さらに、長距離路線の世界的な旅行需要の回復の見込みから、ユナイテッド航空は、老朽化しつつある同社で運航中の 767 型機の代わりに、787 型機を 100 機追加購入する可能性もある。 (12/14 付シアトルタイムズ記事)

(6) マイクロソフト社によるアクティビジョン社の買収計画

マイクロソフト社によるビデオゲーム会社アクティビジョン社の買収計画に関し、競合を圧迫するとの理由から米公正取引委員会(FTC)が提訴しているが、マイクロソフト社は同買収に反対しているソニー社に対し、人気の「Call of Duty」シリーズをソニー社のゲーム配信サービスで販売する権限を 10 年間の契約で提供する提案をしている。既にマイクロソフト社と任

天堂の間では「Call of Duty」の権限を 10 年契約で提供することで合意している。(12/12 付シアトルタイムズ記事)

(7) 新型コロナウイルスをはじめとする冬季の呼吸器ウイルス疾患が増加

ワシントン州保健局によると、RS ウイルス感染がピークを迎えつつも、インフルエンザと新型コロナウイルスの感染数がいまだに増加しており、冬季の呼吸器感染症により州内の医療システムを逼迫している。現在のところ、マスク義務化を復活させる予定はないものの、保健当局では、室内でのマスク着用を推奨している。また、最新の新型コロナワクチンとインフルエンザの予防接種を呼び掛けている。(12/13 付シアトルタイムズ記事)

(8) 室内でのマスク着用推奨

ワシントン州保健局は、COVID-19、インフルエンザ、RS ウイルス感染を含むワシントンでの呼吸器疾患ケースの急増により、12 人の郡保健担当官と 25 人の病院幹部の署名による勧告を受けて、屋内でのマスク着用開始を州全体に呼びかけた。ただし、現時点ではマスクに関する規則を復活させる動きはない。呼吸器感染症による入院と緊急自宅訪問の増加により、シアトル子供病院を含む一部の病院の体制は圧迫している。11 月は、COVID-19 による1日の入院者数は 42 名から 64 名に増加した。(12/9 付シアトルタイムズ記事)

(9) ワシントン州:6か月以上の子供対象の COVID-19 二価ブースターワクチン

オミクロン株に対応する COVID-19 二価ブースターワクチンは、ワシントン州政府によって 生後 6 か月以上の子供向けに承認されており、現在、州内の医療機関にて接種が可能である。 幼児向けの COVID-19 ブースターワクチンに関するワシントン州保健局のガイドライン:

- ・モデルナ社製ワクチン (一価)を2回接種した、生後6か月から5歳までの子供は、最新の (二価)同ワクチンのブースターを最後の接種から2か月後に受けることが可能。
- ・ファイザー・ビオンテック社製ワクチンの3回接種を開始していない、または完了していない生後6か月から4歳の子供は、同ワクチン(一価)2回接種の後、最新の(二価)同ワクチンを3回目の接種として受け取ることが可能。
- ・既にファイザー・ビオンテック社製ワクチン(一価)の3回接種をすべて完了している生後 6か月から4歳までの子供は、現時点では最新の(二価)同ワクチンを受ける資格はなし。

(ワシントン州保健局 HP、ワシントン州ワクチン予約ポータルサイト)

(10) その他、ジェトロビジネス短信記事より

- ・12/16 付け 米商務省、中国の AI 半導体関連企業などを輸出管理対象に追加
- ・12/16 付け 中国、半導体輸出管理措置に関して米国を WTO に提訴

・12/13 付け <u>米カリフォルニア版ミシュランガイド、日本食が高評価、ロサンゼルスのレス</u>トラン8軒が星獲得

2. イベントのお知らせ

(1) 1/12 日米協会主催 オンラインセミナー「渋澤栄一と JASSW の誕生」

日本の新しい一万円札の肖像にも採用され、「日本資本主義の父」として知られる渋澤栄一氏は、約 100 年前に 47 人の実業家を率いて渡米し、3 ヶ月にわたる米国訪問を成功に導きましたが、その際、シアトルは最初の訪問地でした。岸田総理は渋澤栄一氏の「論語と算盤」の経営哲学を用いて、「新しい資本主義」を提唱しています。

ワシントン州日米協会が主催する本オンラインセミナーでは、『渋沢栄一 日本のインフラを 創った民間経済の巨人』の著者で、渋澤栄一記念財団の研究部部長を務めた木村昌人氏を基調 講演者として招き、ゲストスピーカーのダン・フルトン氏(元・Weyerhaeuser 社 CEO)、森口 富雄氏(北米報知社オーナー)、小田良一氏(NYK グループアメリカ社社長)とともに、渋澤 栄一氏とその経営哲学や、当時からの日本企業の成長について学び、今後の日本経済の活性化 について考えます。

【日 時】 1月12日(木)17:30~20:00(米国太平洋時間)

【主催者】 ワシントン州日米協会

【参加費】 \$35(日米協会メンバーは\$20。ただし、日米協会メンバーは今月(12月)中のお申込みの場合は無料)

【参加登録】 お申し込みはこちらから。

(2)(再掲) 1/24-25 第 20 回&「ジム・リード・メモリアル」ジャパン・シアトルA I ミートアップ

シアトルエリアのAI関係スタートアップ企業 10 社の各社の事業内容についてのピッチを日本企業等に向けて提供するオンラインイベント「AIミートアップ」の第 20 回が以下のとおり実施されます。

【日時】

1 日目: 1月24日(火)16:00~17:00(米国太平洋時間) 2 日目: 1月25日(水)16:00~17:00(米国太平洋時間)

【参加費】 無料

【言語】 英語(一部、日本語)

【申込み】 こちらから

編集後記:

Distant snowy peaks towering over lake and sound views, rows of trees and homes illuminated with the warmth of holiday lights, pumpkin spice flavored drinks and the aroma of seasonal treats at Pike Place Market, ice skating or hitting the powder at your favorite ski hill, and cozy dinners with friends or family - whether you are originally from Seattle, Japan, or elsewhere, being in the Great Northwest over the winter holiday brings us closer together indoors and out in ways like in no other place on earth.

(参考:在シアトル日本国総領事館)

- ・新型コロナウイルス関連情報 (全般的な情報)
- ・日本へ入国・帰国するすべての方へ ~日本の水際対策措置~(10月11日更新)
- ・2022 年経済再開・新型コロナウイルス関係情報 (3月1日更新)
- ・<u>新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧</u> (12 月 15 日更新)
- ・州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ (注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等にあたっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは 懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその 他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle 701 Pike Street, Suite 1000 Seattle, WA 98101 206-682-9107